

ITGI Japan カンファレンス 2013

ソフトウェアライセンス管理の有効性評価

2013年11月13日

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンスの紹介

日本担当顧問 弁護士 石原 修
(TMI総合法律事務所)

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンスの概要

ソフトウェア産業を代表する業界団体として、次の活動目的達成に努めています。

- ◆ 経済の活性化とより良い現代社会の構築
- ◆ デジタル社会の拡大とそれを推進する新たなテクノロジーへの信頼の構築

【設立】

本部： 1988年（※1992年より日本での活動開始）

【拠点】

本部： 米国ワシントンDC/BSA Worldwide Headquarters

支部： 英国ロンドン/BSA EMEA (Europe, Middle East & Africa)
シンガポール/BSA Asia

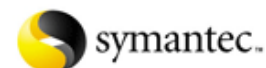


代表： ビクトリアA. エスピネル
プレジデント兼最高経営責任（CEO）

- ◆ 2013年9月3日、現職に就任
- ◆ 前職ではオバマ政権において、初代知的財産執行調整官（IPEC）に従事
- ◆ ブッシュ政権下においては、通商代表部の知的財産・イノベーション首席弁護士（当時の代表補）を、その後同部の知的財産・イノベーションの初代代表補を歴任



アジレント・テクノロジー



At the heart of the image™



(2013年11月現在:アルファベット順)

活動概要(日本)

◆ 教育啓発

ソフトウェアの著作権保護を目的とした教育・啓発活動を通じ、知的財産権の意識向上およびユーザーの課題解決を支援

- 違法コピー率、経済効果、IT産業競争力、クラウドコンピューティング等に関連する世界規模での調査・研究
- ホームページ等を通じたソフトウェア著作権啓発を目的とした情報発信
- ソフトウェアライセンスの正しい理解を促すためのeラーニングコンテンツ
- ソフトウェア著作権やソフトウェア資産管理(SAM)に関するセミナー開催や講師派遣
- プレスリリース配信や取材対応等のマスメディアへの広報活動 ほか

◆ 政策提言

ソフトウェアをめぐる政策提言活動を通じて、知的財産の創造・保護・活用を促進する社会および安全で信頼できるデジタル社会の環境づくりに貢献

- ソフトウェアと著作権に関連する委員会等への参加
- 政府の知的財産権およびIT政策に関する提言活動
- 関連法案等に関するパブリックコメントの提出
- 関係省庁・関係団体等のステークホルダーとの会合や意見交換 ほか

◆ 権利保護支援

ソフトウェアの不正コピー使用情報の収集・調査・分析を通じて、BSA加盟企業の権利保護活動を支援

- 不正コピーに関する情報を受付ける「情報提供窓口」の設置
- オークション等、インターネットにおける海賊版・ソフト不正販売のパトロール活動
- BSA加盟企業が行う警告状送付、証拠保全、訴訟提起等を支援する活動
- ソフトウェアの著作権侵害等による刑事事件における捜査機関への協力 ほか

教育啓発活動の紹介

【世界ソフトウェア違法コピー調査】

2003年以来、世界各国のソフトウェアの違法コピー率、
ならびにそれによる損害額を毎年公表



www.bsa.or.jp/GlobalSoftwarePiracyStudy.html

教育啓発活動の紹介

【クラウドコンピューティング関連コンテンツ】

クラウドコンピューティングの普及を促進する政策課題とクラウドコンピューティング普及に伴い新たに生じる知的財産の侵害形態を示すなど、全10章から構成される動画コンテンツ



www.bsa.or.jp/cloudcomputing/

教育啓発活動の紹介

【eラーニング・サービス】

	 いまさら聞けない ソフトウェア・ライセンス入門 » START! « ライセンスとは何か？を、 初歩から学んで頂けます	 トップマネジメントのための ソフトウェア・コンプライアンス入門 » START! « コンプライアンス面から ライセンス管理の重要性を解説
公開版	□ 社員のリテラシー教育に最適 □ 受講時間約20分 □ 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け	□ 経営陣の意識改革に最適 □ 受講時間約20分 □ 受講管理者がいない、または受講管理が不要な組織向け
社内研修版	□ 社員のリテラシー教育に最適 □ 受講時間約40分 □ 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に	□ 経営陣の意識改革に最適 □ 受講時間約40分 □ 受講管理者によるしっかりした社内研修をお求めの組織に

まずは【eラーニングサービス 総合案内】にアクセス！

www.bsa.or.jp/e-learning-info

政策提言活動の紹介

【パブリックコメント】

- ◆ 2013年3月22日： www.bsa.or.jp/policy/comment/doc/20130322.pdf
「知的財産推進計画2013」の策定に向けた意見

【提言】

- ◆ 2012年8月： www.bsa.or.jp/file/policyrecommendation120809.pdf
政府のITマネジメントに関する提言～ソフトウェア資産管理
観点から～

【調査】

- ◆ 2011年11月： www.bsa.or.jp/file/EIUglobalindex2011.pdf
将来に向けた投資 IT産業競争力のベンチマーク

権利保護支援活動の紹介

【情報提供窓口】

- ◆ 1997年、電子メールでの受付開始 www.bsa.or.jp/report/

BSAへの不正コピーに関する情報提供
年平均424件

【感謝状贈呈】

- ◆ 2013年9月26日：福岡県警察本部生活安全部と東警察署に感謝状を贈呈



違法コピー発覚時の代償

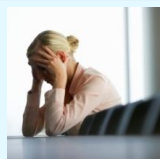
最高量刑が重いのは「違法コピー」

A. 万引き (窃盗)



懲役: 10年以下
罰金: 50万円以下

社員/職員が組織(会社/
自治体等)のために盗ん
でも、会社/自治体に刑罰は科さ
れない



行為者



企業/自治体

B. 違法 コピー



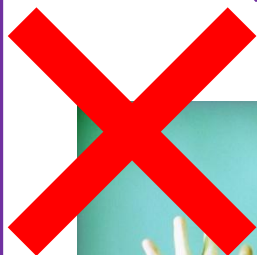
懲役: 10年以下
罰金: **1,000万円**以下
※併科可

罰金: **3億円**以下

違法コピー発覚時の代償

法務/財務負担リスク(民事 / 損害賠償 / 証拠隠滅)

A. アンインストール
(削除)



【刑法第104条】

他人の刑事事件に関する証拠を隠滅した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

B. メーカーに相談

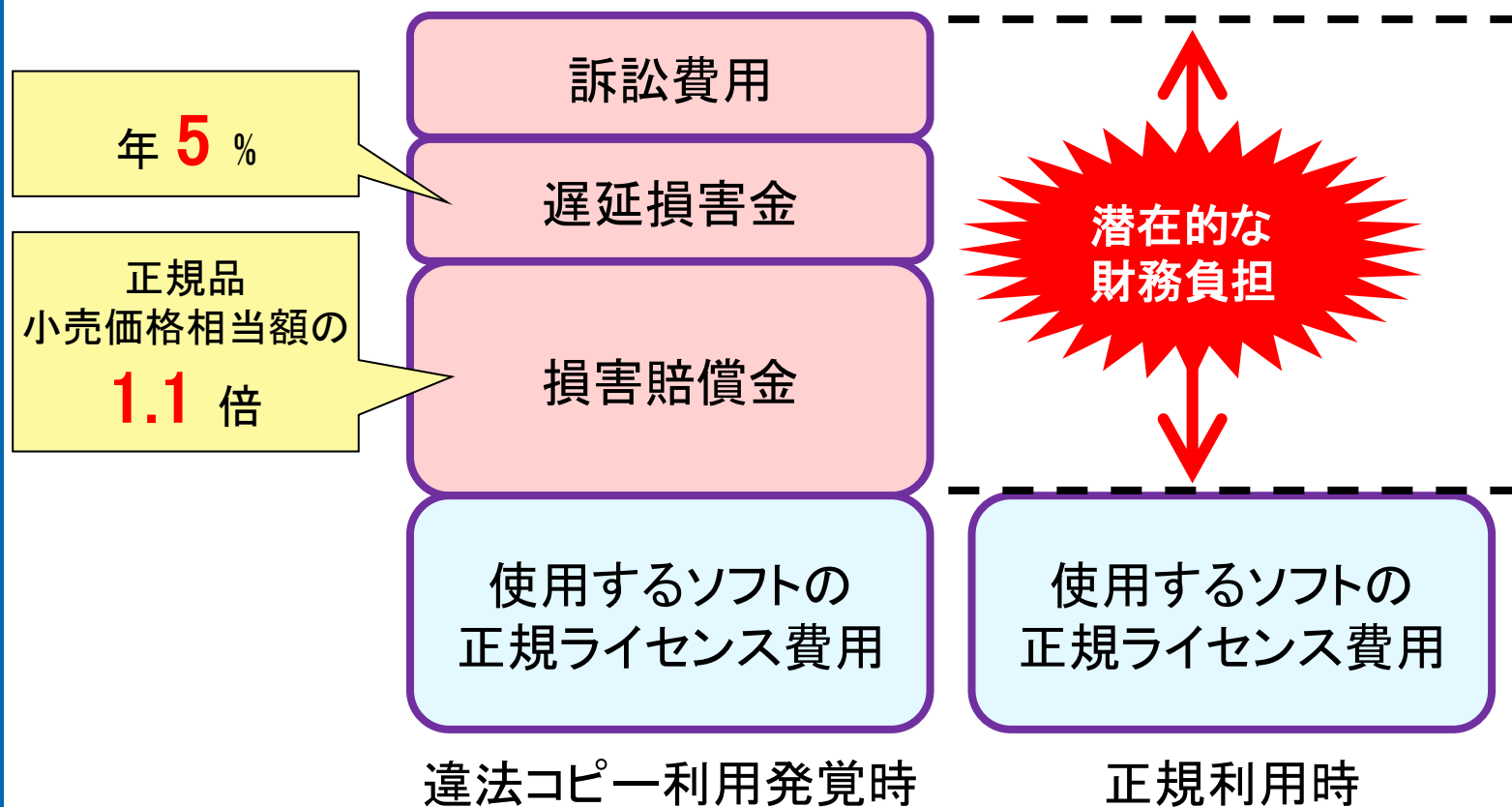


著作権法違反被擬事件の証拠を隠滅したことになり、
証拠隠滅罪に該当する可能性があります

違法コピー発覚時の代償

法務/財務負担リスク(民事 / 損害賠償額)

損害賠償金額の算出



違法コピー発覚時の代償

和解例(損害賠償)

違法コピーの代償(財務的負担)が、
企業経営(組織運営)を大きく圧迫

■著作権侵害に関する判例(ビジネスソフトの場合)

#	損害賠償金額	種別
1	4億4,000万円	企業
2	3億1,500万円	企業
3	2億5,000万円	企業
4	2億1,000万円	学校法人
5	1億9,000万円	企業

2013年11月現在



cutting through complexity

ITGI Japanカンファレンス 2013

ソフトウェアライセンス管理の 有効性評価

2013年11月13日

KPMGビジネスアドバイザリー株式会社

内山 公雄

ソフトウェア違法コピーの状況(1)

■ 世界的傾向 (33カ国約15,000人のPC ユーザーを対象にした調査結果から)

- 2011年の全世界の違法コピーによる損害額は過去最高の634億USDドル(5兆700億円) *1

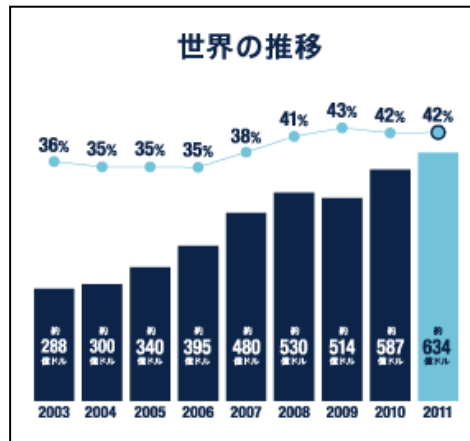
*1 為替レート: 1USDドル=79.97円(「財務省貿易統計」の2011年平均レートを適用)

- 新興国と先進国間における正規ソフトウェア購入額の隔たりが大きい *2

*2 例えば、中国におけるPC1台あたりの正規ソフトウェア購入額は、米国の7%に過ぎない

- 日本の損害額は、18.75億USDドル(1,499.4億円) *1でワースト10位

- 日本の違法コピー率は、21%でベスト3位



違法コピー率部門		
ベスト10		
1(1)	米国	19%(-1%)
2(1)	ルクセンブルク	20%(0)
3(1)	日本	21%(+1%)
4(4)	ニュージーランド	22%(0%)
5(5)	オーストラリア	23%(-1%)
5(5)	オーストリア	23%(-1%)
7(7)	ベルギー	24%(-1%)
7(10)	デンマーク	24%(-2%)
7(7)	スウェーデン	24%(-1%)
10(7)	フィンランド	25%(0)

損害額部門		
ワースト10(百万\$)		
1(1)	米国	\$9,773(+3%)
2(2)	中国	\$8,902(+14%)
3(3)	ロシア	\$3,227(+14%)
4(4)	インド	\$2,930(+7%)
5(5)	ブラジル	\$2,848(+9%)
6(6)	フランス	\$2,754(+7%)
7(7)	ドイツ	\$2,265(+8%)
8(8)	イタリア	\$1,945(+4%)
9(9)	英国	\$1,943(+5%)
10(10)	日本	\$1,875(+15%)

※2011年順位(前年の順位)

(出典) 「BSA世界ソフトウェア違法コピー調査2011」 (BSA | The Software Alliance)

ソフトウェア違法コピーの状況(2)

■ 個別事例の紹介

ー A社(東京都所在のデザイン会社) (2013年9月12日)

- ・ 総額1億167万6,960円で和解が成立。
- ・ BSAが開設する「情報提供窓口」に提供された組織内不正コピーに関する詳細な情報(年間平均約400件が寄せられる)が端緒となり、権利者であるアドビ、オートデスク、マイクロソフトの3社が代理人を通じた調査依頼に基づく調査の結果、アドビの「Adobe Creative Suite®」等、オートデスクの「Autodesk® MAYA®」等、マイクロソフトの「Microsoft® Office」等の違法コピーが、合計199本発見された。

ー B社(東京都所在の労働者派遣会社) (2012年2月8日)

- ・ 国内における調停としては過去最高額の1億5,000万円で和解が成立。
- ・ BSAへの通報が端緒となり、権利者であるアドビ、オートデスク、ソリッドワークス、マイクロソフト、PTC、シーメンスPLMソフトウェアの6社が、代理人を通じて2011年1月25日付で東京簡易裁判所に調停を申し立てていた。

ー C社(関東所在のコンピュータソフト企画制作会社) (2011年9月6日)

- ・ 総額4億3,774万1,088円の世界最高額で和解が成立。
- ・ BSAへの通報が端緒となり、BSAメンバー企業の依頼で実施されたA社の社内調査において、アドビの「Adobe Photoshop®」等、オートデスクの「Autodesk® MAYA®」等、マイクロソフトの「Microsoft® Office」等の違法コピーが、合計約1,300本発見された。

(出典)「プレスリリース」(BSA | The Software Alliance HP)、()はリリースされた日付

ソフトウェア資産に関わる一般的なリスク

■ ソフトウェア資産に関わる一般的なリスク

- － アカウンタビリティ（説明責任）の欠如
- － 法的問題の発生（ライセンス違反（著作権法違反）による損害賠償、不正競争防止法による輸出製品の差押えや 販売禁止 等）と社会的信用の失墜、取締役の責任追及（内部統制管理に係る善管注意義務違反） 等
- － 過剰な費用負担の発生（過剰ライセンスの購入、業者が指定する高すぎるITサポート費用での契約締結 等）
- － ITインフラストラクチャの問題による運用中断のリスク（変更の影響評価が不十分なことによるシステム障害発生 等）
- － セキュリティ上の問題の発生（ソフトウェア関連資産に係る物理的および論理的なアクセス制御の脆弱性による不正アクセス等の発生、セキュリティの脆弱性が残るバージョンの使用 等）
- － ソフトウェア関連資産の分散管理アプローチ対集中管理アプローチに付随するリスク（コスト削減困難、分散管理におけるライセンス違反リスク 等）

有効性評価の着眼点

■ 有効性評価の着眼点

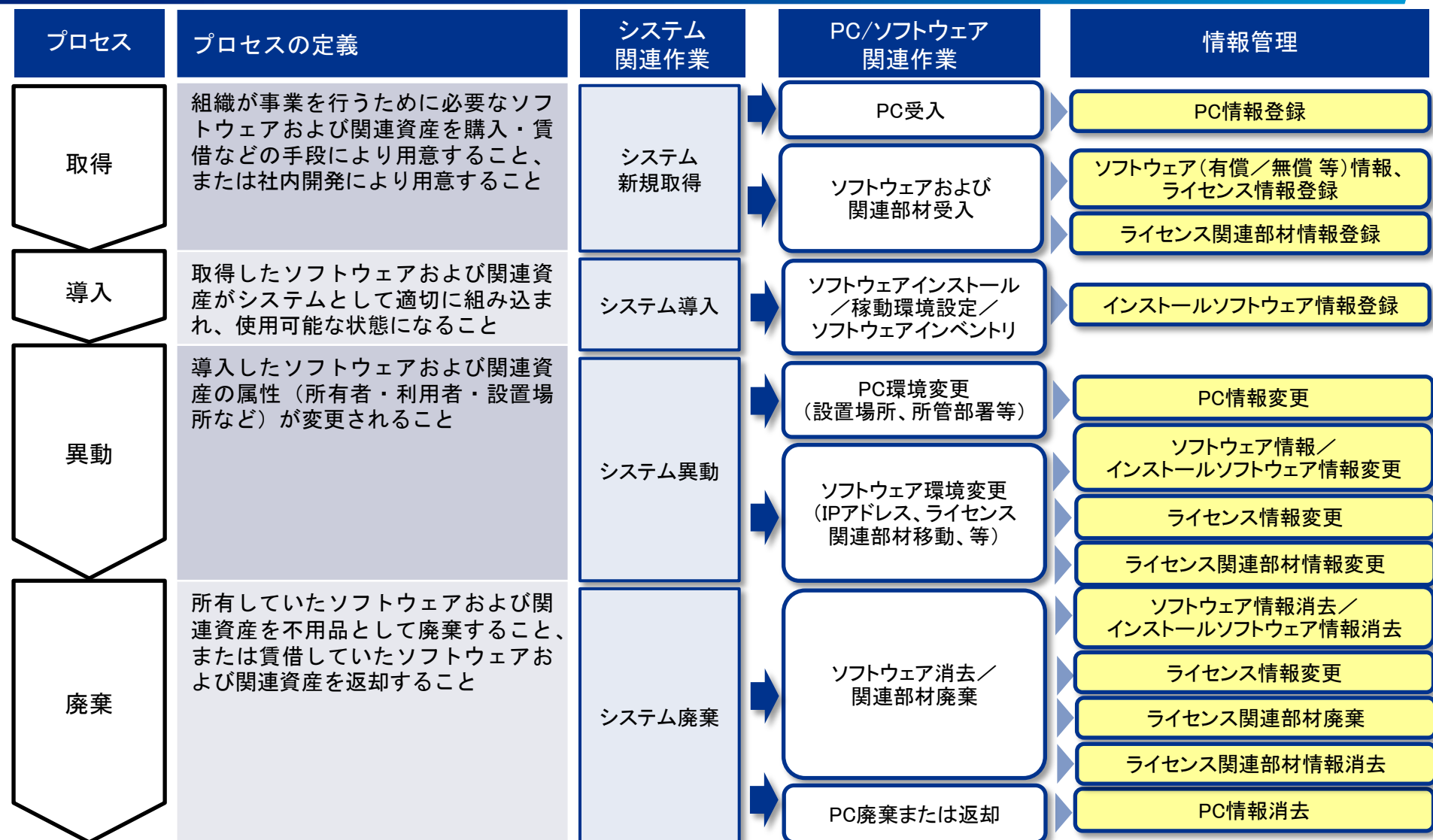
- － 有効性評価の着眼点を以下に示すとともに、各着眼点の要諦を次頁以降に記載する
 - 前述した管理態勢整備のポイントに対応する下記事項に係る整備／運用状況を評価する
 - － 管理体制
 - － ソフトウェア資産の各ライフサイクル（取得、導入、異動、廃棄）、特にソフトウェア資産関連情報の連携と維持・管理
 - 管理態勢がライセンス順守という達成目標に関して有効実効性を有することを、ライセンス監査により評価する
 - － 対象範囲に関して、定期的にライセンス監査を行う
 - － ライセンス違反の防止（牽制）と発見に資するサンプリング監査を行い、各定期監査の間隙を補完する

管理体制の評価

■ 管理体制の評価

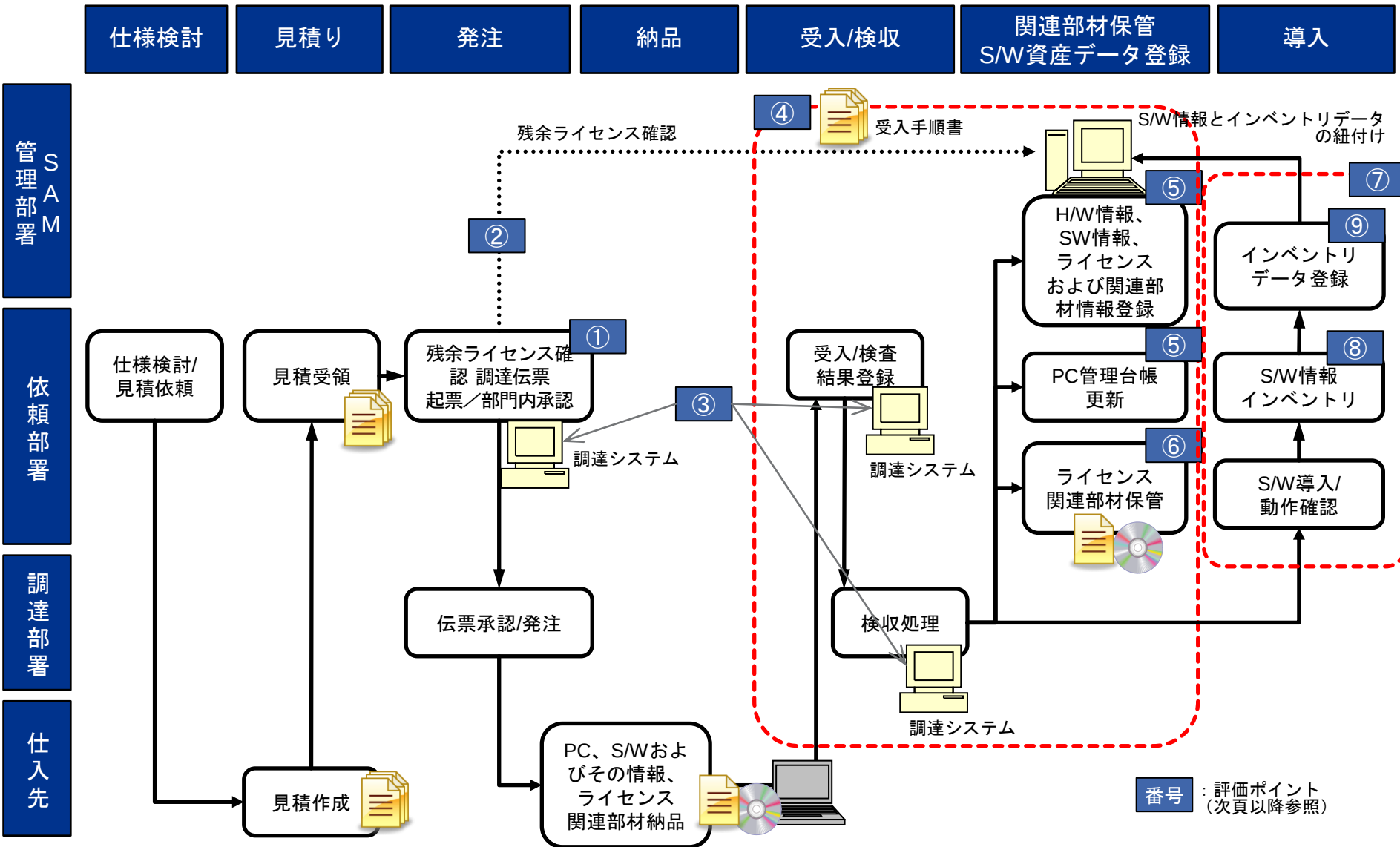
- － 組織のコミットメントに関する評価項目（例）
 - ・ 取締役会または同等の機関（以下、「取締役会等」）により、組織としてソフトウェア資産管理に取り組むことが正式に承認されている
 - ・ 取締役会等により管理目的の承認と達成状況に関する定期的なレビューが実施されている
 - ・ 組織全体のソフトウェア資産管理に責任を持つ機関または統括責任者（以下、「統括責任者等」）が、取締役会等により承認されている
- － 組織への展開に関する評価項目（例）
 - ・ 部門／拠点等において管理責任者、担当者の役割と責任が定義され、選任されている
 - ・ 統括責任者等と部門／拠点間での指示／報告系統が確立され、組織として運用管理に係る意思統一が図られている
- － リスク低減の有効性に関する評価項目（例）
 - ・ 管理体制の整備に際して組織文化、業務体制やインフラ等を勘案し、ソフトウェアライセンス違反や過剰コスト等に係るリスクの低減を図っているか（下記例）
 - 組織の意思統一に係る事項（主に指示／報告系統）およびソフトウェア資産関連情報（ソフトウェア、ハードウェア、ライセンス、ライセンス関連部材の各情報）は集中型管理を行い、統制の徹底、ライセンス違反等のリスク低減や過剰購入によるコスト発生の回避を図っている
 - 日々の運用管理（ソフトウェア資産の変化点（導入／異動／廃棄等）における情報更新、定期棚卸し等）は、各部／拠点における分散型管理を採用し、運用管理の迅速化・効率化を図っている

ソフトウェア資産管理のライフサイクル



(注)「プロセスの定義」は、SAMユーザーズガイドー導入のための基礎ー(一般社団法人日本情報経済社会推進協会)を参照

ソフトウェアの導入・取得プロセスイメージ



取得プロセスの評価

■ 取得プロセスの評価

－ 発注プロセスに関する評価項目（例）

- ① 要求事項、購入するソフトウェア資産の内容（PC、ソフトウェア等）が明確化され、然るべき承認を得る手順が整備されている
- ② 過剰購入しないよう、発注に際して購入対象に関する残余ライセンスを確認している
- ③ 購入伝票等が保持され、購入情報を参照できる状態で管理されている

－ 受入プロセスに関する評価項目（例）

- ④ 受入時の責任分担、作業内容および手順が定められている。
- ⑤ 取得したハードウェア（PC）情報、ソフトウェア情報（インストールソフトウェア、有償／無償、ライセンス有無など）、ライセンスおよび関連「部材情報が、関連付けしたうえで正しく登録されている」^{*1}

^{*1}以降、下線部はライセンス管理上必要なデータ管理が適正に実施されていることを評価する項目である。当該活動は、適正なライセンス管理の達成には不可欠な項目である

- ⑥ ライセンスを証明する関連部材（使用許諾書、ライセンス証書、媒体 等）を受領し、必要があれば購入伝票と共に保管している（ソフトウェアライセンス証明のエビデンスとするため）。保管された部材についての管理手順がある
また、ライセンス関連部材の所有者、保管場所等のデータが正しく登録される

導入プロセスの評価

■ 導入プロセスの評価

－ 導入プロセスに関する評価項目（例）

- ⑦ ソフトウェアの導入手順（リリース手順や展開手順を含む）が定められており、意図しないソフトウェアが導入できない
 - リリース管理に関して、例えば以下を確認、評価する
 - ・ 事前にリリース版が動作する環境でテストされる
 - ・ リリース計画が策定され、ユーザと合意している
 - ・ リリースの問題がリリース日、変更内容と関連付けられ、インシデント管理に供される
 - ・ リリース前後に、然るべき責任者の承認を受ける。また、結果が記録され、定期的レビューを受ける
 - 展開管理に関して、例えば以下を確認、評価する
 - ・ 配付用のソフトウェア資産について、然るべき責任者の承認を受ける
 - ・ 展開失敗時の切り戻し手順が整備されている
 - ・ ソフトウェア資産の状態に係る変更内容が記録され、構成管理にインプットされる
 - ・ 展開されたソフトウェアが許可を得たものであること等を検証する手順がある
 - ・ 展開の正否を記録し、定期的なレビューを受ける

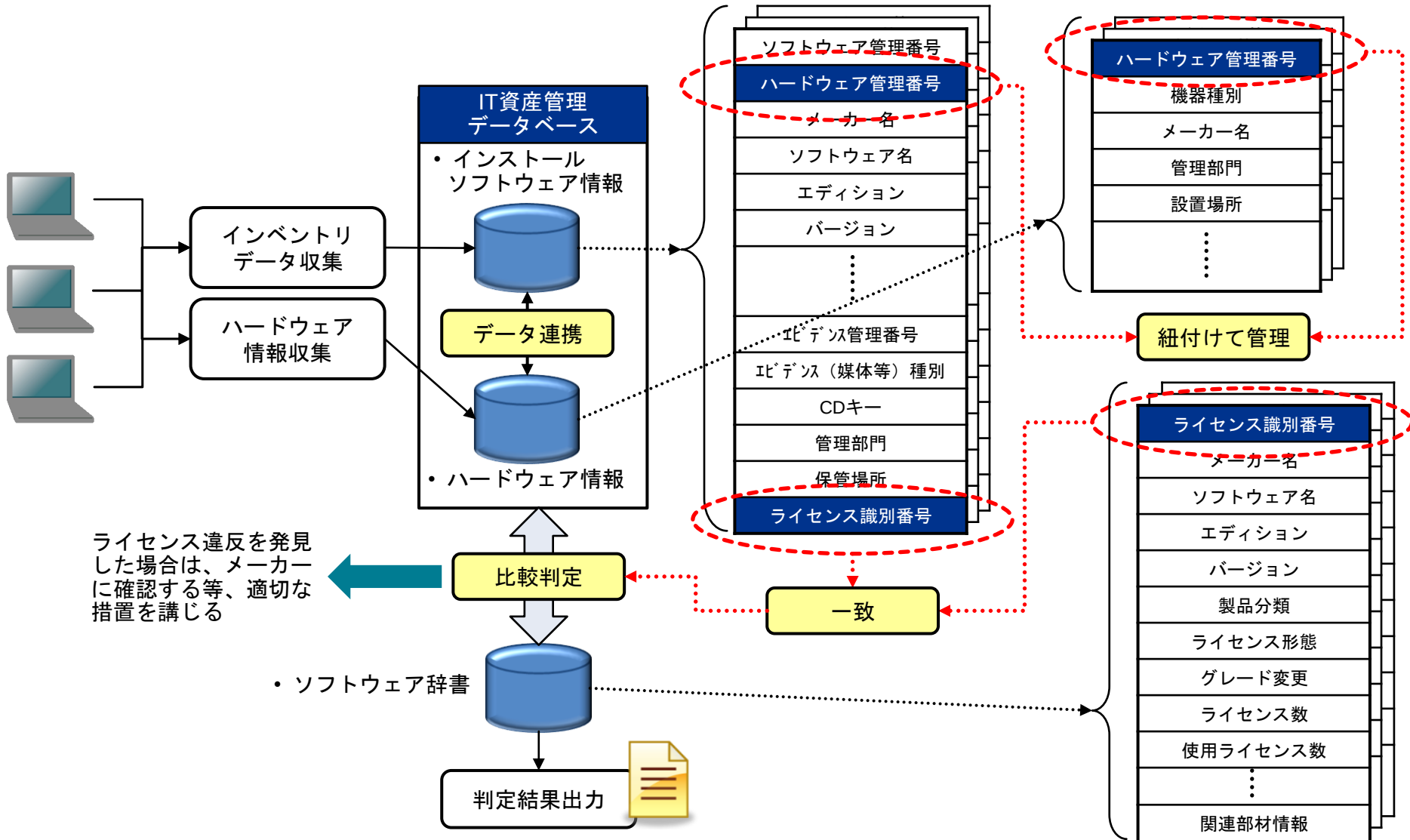
導入プロセスの評価

■ 導入プロセスの評価（続き）

- ⑧ ソフトウェアインベントリの手順が定められている。
- ⑨ インベントリデータの登録手順が定められている。また、当該データとハードウェア情報、ソフトウェア情報（有償/無償、ライセンス有無など）、ライセンスおよび関連部材情報が、誤りなく関連付けられる

※ ハードウェア情報、ソフトウェア情報、ライセンスおよび関連部材情報、インベントリ情報が相互に誤りなく関連付けされ（次頁例）、ライセンス違反の発生防止や過剰購入を防ぐことができる仕組みが実装されていることを確認することが望ましい

登録情報の関連付イメージ



異動プロセスの評価

■ 異動プロセスの評価

ー 異動プロセスに関する評価項目

ソフトウェア資産の異動（所有者・利用者・インストール対象PC・設置場所等の各種属性の変更）手順が定められており、各種関連データに的確に反映される*¹

*¹例えば、あるソフトウェアの利用部署に異動がある場合、インストールされるPCも変更される可能性が高い。異動内容がそれらの情報に反映されない場合、ソフトウェア資産情報の信頼性が無くなり、ソフトウェア資産管理に係る説明責任が果たせなくなる

➤異動手順に関して、例えば以下を確認、評価する

- ・ 異動発生の原因となる変更の必要性が特定され、記録される
- ・ 事前に影響が評価され、然るべき責任者の承認を受ける
- ・ 変更に関連する事項が記録される
- ・ 変更の正否が記録され、定期的レビューを受ける

廃棄プロセスの評価

■ 廃棄プロセスの評価

ー 廃棄プロセスに関する評価項目

ソフトウェア資産の廃棄(所有者・利用者・インストール対象PC・設置場所等の各種属性の変更)手順が定められており、各種関連データに的確に反映される

➤異動手順に関して、例えば以下を確認、評価する

- ライセンス違反の証拠隠滅や機密性の侵害が発生しないように配慮してソフトウェアを消去する
- ライセンス再使用の可否を判断し、ライセンス情報に反映する。再使用不可のソフトウェアについては、ライセンス関連部材等を適正に処分する
- 廃棄業者等の第三者を介しての機密漏洩を防止するために機密保持契約など、適切な取り交わしを行う
- 廃棄が記録され、定期的レビューを受ける

ライセンス監査の実施

プロセス	作業内容	説明（具体例など）
監査範囲の選定	ライセンス違反等のリスクを勘案し、監査対象範囲を選定する。	（リスク例） - 拠点を跨いだり、子会社や関連会社を含むボリュームライセンスは、ライセンス順守の統制が難しい。 - 派遣者や契約社員数の変動が激しい事業環境でユーザ数に基づくボリュームライセンスを使用する。 ▶ ライセンス違反のリスクが高い
利用環境の調査	- PCの全量を調査し、リスト化する。  PC台帳 - ソフトウェア利用者数を確認する。  利用人数	▶ PCに紐付いたライセンス契約の順守を確認する母集団として活用 ハードウェア（PC）情報がデータベース化されていれば当該情報と現物を突き合わせつつ、最新の情報に更新する（適正管理されていれば変更はない）。⇒ ハードウェア情報の管理状況評価ができる。  ▶ ユーザに紐付くライセンス契約の順守を確認する母数の目安として活用 人事データベース、入館証データベース、派遣業者契約などを利用し、正社員だけでなく派遣者数や契約社員数等を含めて把握する。  → ??? 人 ※ 業務内容と利用するソフトウェアを紐付け、当該業務の担当者に対して契約ユーザ数が明らかに少ない場合は、違反の可能性を検討する。 ※ 調査対象ソフトウェアで作成されたファイルのプロパティを参照し、作成者を確認することも使用ユーザを特定する有効な手段となる場合がある。
次頁へ続く		

ライセンス監査の実施

プロセス	作業内容	説明（具体例など）
前頁の続き ↓ ソフトウェアインベントリ ↓ 利用数とライセンス数の突合	• PCにインストールされたソフトウェア情報を収集し、利用ソフトウェアをリスト化する  ソフトウェア台帳	▶ 手作業でレジストリ情報、「プログラムと機能」(*1)等の情報を収集し、ソフトウェア台帳を整理 *1 Microsoft Windowsの「コントロールパネル」から選択する。（一事例として記載） 手作業での情報収集は膨大な作業負荷や時間を費やすことになるため、現実的な選択ではない ▶ インベントリツールを利用して情報を収集し、ソフトウェア台帳を整理 【PCがネットワーク接続可能な場合】 ネットワーク接続されているPC、普段はスタンドアロンで使用しているがネットワーク接続可能なPCは、ネットワーク対応のツールを利用して自動的に収集し、効率化を図る 【PCがネットワーク接続不可の場合】 製造業の制御用PCなどに多く見られるが、スタンドアロンやローカルネットワーク接続されたPCは社内LANに接続できないケースがある。その場合、USBなどの媒体を用いてインベントリを実施する。半手動作業となるためPCの台数次第では作業負荷がかかってしまう*2 *2ソフトウェア情報の吸い上げ自体は数分の作業であるが、個々のPCを巡回する時間がかかる
	• ソフトウェア種別ごとに利用数をまとめ、対応するライセンス契約の保有ライセンス数と突合する  ライセンス台帳／関連部材台帳	▶ ソフトウェアごとに利用数をまとめ、対応するライセンス契約の保有ライセンス数と突合 ライセンス契約を証明する部材（許諾契約書、パッケージ、Webアカウント表示、伝票等）を根拠としてソフトウェアを紐付けていく。予め、多様なライセンス形態*3を整理したうえで、間違いなく紐付ける必要がある*4 *3 ライセパッケージ製品・OEM製品・バンドル製品のライセンス（H/Wの廃棄とともに消失等）、サーバーライセンス、クライアントライセンス（PC単位、ユーザ単位）、ボリュームライセンス等 *4 ライセンス関連部材がない場合は、正規購入していてもライセンスが正当である証明ができない可能性がある

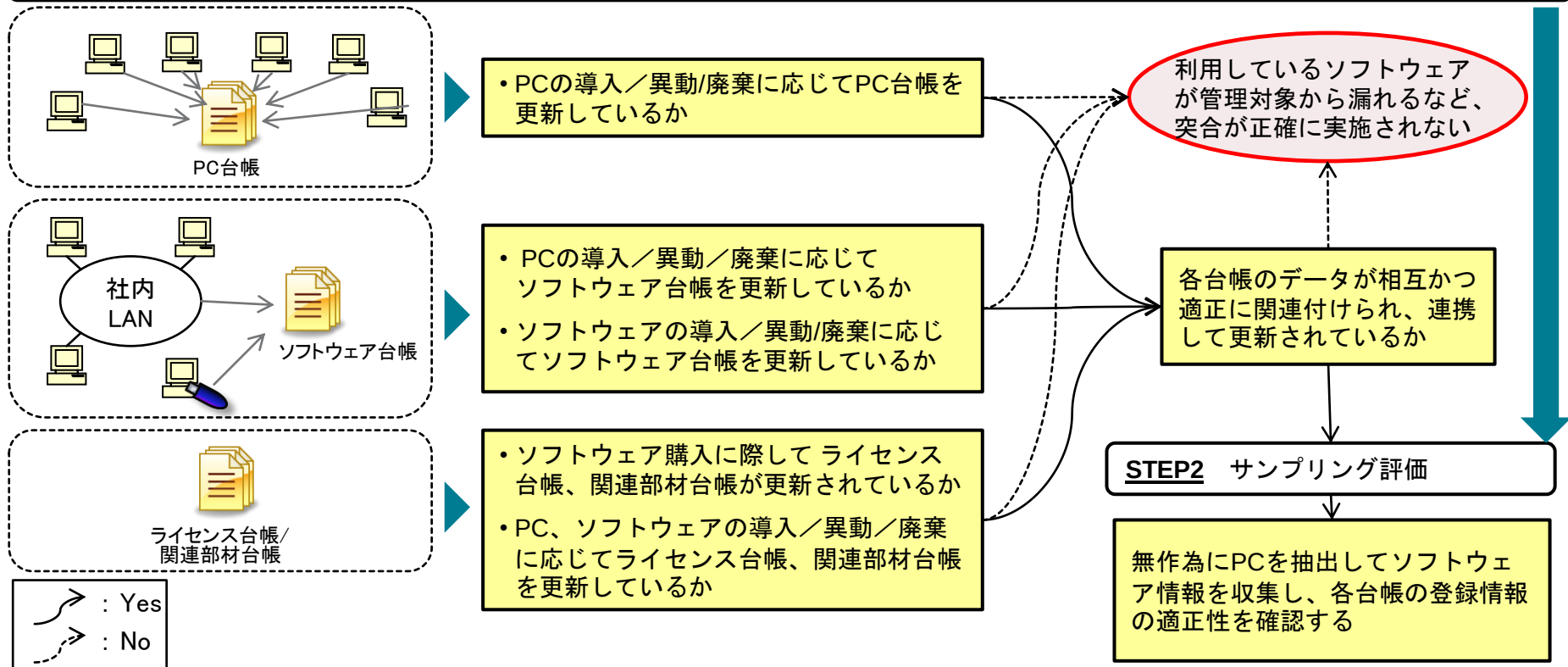
サンプリング監査の実施

■ 概要

- ハードウェア（PC）台帳、ソフトウェア台帳、ライセンス台帳、ライセンス関連部材台帳を用いて、あるいは同等の情報による管理態勢が運用されている場合は、運用状況をサンプリングで確認し、有効性が確認できれば前頁で記載した全量評価の実施頻度を少なくすることも考えられる。

※ インベントリ、現場でのPC確認等でライセンスと突合するデータを全量収集することは必須である

STEP1 各台帳の作成・維持手順の適正性評価





cutting through complexity

お問合せ先

シニアマネジャー 内山 公雄

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社

TEL : 03-3548-5305 (代表)

**kimio.uchiyama@jp.kpmg.com
ba.kpmg.or.jp**

無断転写禁止

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみをもとにせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG Business Advisory Co., Ltd., a company established under the Japan Company Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and 'cutting through complexity' are registered trademarks or trademarks of KPMG International.